

神奈川県版緊急事態宣言に伴う大磯運動公園における対応について

7月16日に神奈川県版緊急事態宣言が発出されたことにより、7月22日から、現在のまん延防止等重点措置が県内全市町村に拡大され、緊急事態宣言と同等の措置を講じることとなりました。

これを受け、本日開催した、第28回大磯町危機管理対策本部会議において、大磯運動公園の有料施設について、以下の通り運用することとしたので通知します。

記

- 神奈川県版緊急事態宣言期間：7月22日（木）～8月22日（日）
- 20時以降の有料施設（野球場、多目的広場、テニスコート（壁打ちを含む））の利用を停止する。
- 20時以前の利用については適切な感染症対策を講じたうえで利用を継続する。
- 既に予約済みの20時以降の枠については、利用可とするが、出来るだけ利用を控えるようお願いする。（協力が得られない場合は利用可）
- 納付済みの利用料については、振替又は返金の手続きを行うものとする。
- 現在利用停止中の、ロッカールーム、シャワー室の利用については、引き続き停止する。
- 上記有料施設以外の駐車場、遊具、バスケットゴール等は引き続き利用可とする。

大磯町都市建設部都市計画課